

学校感染症の種類と出席停止期間

学校保健安全法施行規則第 18 条及び第 19 条に基づく、学校感染症の種類及び出席停止期間は下記のとおりです。下記に示す感染症にかかった場合は、学校へ連絡していただき、御家庭にて静養してください。なお、再登校する際は、「保護者からの報告書」を担任まで提出してください。報告書の様式はホームページからダウンロードできます。

| | 学校感染症の種類 | 出席停止期間 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ A (H5N1 及び H7N9) ウイルス)、新型インフルエンザ等感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後 (発症した日を 0 日目として) 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹 (はしか) | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 (三日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 (水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状 (発熱、咽頭炎、結膜炎など) が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 (発症した日を 0 日目として) 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

※第二種については「病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたとき」は、この限りではありません (出席停止期間が変わることがあります)。

※その他の感染症とは、ノロウイルス等による感染性胃腸炎やマイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等です。学校医等が感染拡大のおそれがあると認めた場合に出席停止扱いとなることがあります。

出席停止期間中は、医師や保健所の指示に従い、自宅等でゆっくり休んでください。出席停止期間が明けても体調が万全でない場合は、無理して登校せず、静養を続けたり、半日登校から再開したりすることをお勧めします